

大阪市告示第62号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第9項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年1月20日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益財団法人大阪コミュニケーションティ財団	大阪市中央区本町橋2番8号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
公益財団法人大概能楽堂	大阪市中央区上町A番7号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
公益財団法人大阪対がん協会	大阪市中央区大手前三丁目1番69号大阪国際がんセンター患者交流棟2F	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
公益財団法人大阪府育英会	大阪市都島区網島町6番20号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
公益社団法人大阪社会福祉士会	大阪市中央区谷町七丁目4番15号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで

公益社団法人 J E O・子どもに均等な機会を	大阪市中央区南本町一丁目 4 番 10号	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで
国立大学法人大阪大学	大阪府吹田市山田丘 1 番 1 号	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで
社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会	大阪市東成区大今里南三丁目 11 番 2 号	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで
社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会	大阪市平野区平野東二丁目 1 番 30 号平野区在宅サービスセンター内	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで
社会福祉法人大阪市西区社会福祉協議会	大阪市西区新町四丁目 5 番 14 号 西区在宅サービスセンター内	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで
社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会	大阪市都島区都島本通三丁目 12 番 31 号都島区在宅サービスセンター内	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで
社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会	大阪市大正区小林西一丁目 14 番 3 号大正区在宅サービスセンター内	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで
社会福祉法人青空福祉会	大阪市西淀川区中島一丁目 14 番 5 号	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで

社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会	大阪市住之江区御崎四丁目 6 番 10号住之江区在宅サービスセンター内	令和 8 年 1 月 1 日から 令和12年12月31日まで
社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会	大阪市此花区伝法三丁目 2 番27号此花区在宅サービスセンター内	令和 8 年 1 月 1 日から 令和12年12月31日まで
社会福祉法人松福会	大阪市西淀川区大和田二丁目 5 番11号	令和 8 年 1 月 1 日から 令和12年12月31日まで
特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会	大阪市西区江戸堀一丁目 10番11号	令和 7 年 11 月 20 日から 令和12年11月19日まで
特定非営利活動法人日本ベジタリアン協会	大阪市淀川区西中島 5 - 7 - 25 チサンマンション新大阪十番館 505号	令和 7 年 8 月 4 日から 令和12年 8 月 3 日まで
N P O 法人日本血管映像化研究機構	大阪市西区西本町一丁目 8 番 2 号三晃ビル505号	令和 7 年 12 月 14 日から 令和12年12月13日まで

(財政局税務部課税課)